

平成19年4月20日  
経済産業省  
原子力安全・保安院

## 発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について

昨年秋、電力会社の発電設備における過去のデータ改ざん等の発覚が続いていたことから、甘利経済産業大臣の指示に基づき、経済産業省（以下「当省」という。）は、昨年11月30日に全電力会社に対して総点検を行うよう指示したところ、各電力会社から、3月30日に総点検の結果報告が、また4月6日に再発防止対策が報告されました。

これに対して、当省は全電力会社からの報告内容と再発防止対策の内容を精査し、その評価と当省としての対応をとりまとめましたので、本日お知らせします。

### 1. 経緯

(1) 水力発電設備におけるダムの測定値や、火力・原子力発電設備における冷却用海水の温度測定値に対する不適切な補正が明らかになるなど、憂慮すべき事案が続いたことから、当省は、昨年11月30日に全電力会社\*に対して、発電用の水力設備、火力設備、原子力設備において、データ改ざん、必要な手続きの不備その他の同様な問題がないか総点検を実施し、本年3月末までに報告するよう指示しました（同日公表済み）。

\* 北海道電力㈱、東北電力㈱、東京電力㈱、中部電力㈱、北陸電力㈱、関西電力㈱、中国電力㈱、四国電力㈱、九州電力㈱、沖縄電力㈱、日本原子力発電㈱及び電源開発㈱の12社

(2) この総点検は、甘利経済産業大臣の「事実を隠さず出すように」という指示によるものであり、発電設備のより一層の安全の確保につなげていくため、以下の狙いで行ったものです。

- ①過去の不正を前提に記録を改ざんし続けていくという悪循環を断ち切ること、
- ②不正を許さない仕組みを構築すること、
- ③事故やトラブルの情報を共有し、再発防止に活かすこと、
- ④このような活動を着実に進めることで電力会社の体質を改善すること、

(3) 3月30日、各電力会社からデータ改ざん等に関する総点検結果が当省に報告され、また4月6日、各電力会社から再発防止対策が報告されました。（同日公表済み）

(4) 当省としては全電力会社からの報告内容と再発防止対策の内容を精査し、その評価と当省としての対応をとりまとめましたので、この報告書について本日お知らせします。

## 2. 報告書等

報告書等は別添のとおりです。

・別添1：「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」(大臣メッセージ)

・別添2：「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」報告書の概要及び本体

### 【本発表資料のお問い合わせ先】

原子力安全・保安院

〔原子力関係〕

原子力発電検査課

担当者：根井

電話：03-3501-9547

原子力防災課事故故障対策室

担当者：市村

電話：03-3501-1637

〔水力・火力関係〕

電力安全課

担当者：成瀬、村上

電話：03-3501-1742

## 発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について

平成19年4月20日

私は、昨年秋、電力会社において過去のデータ改ざん等が次々に明らかとなっていることを受け、昨年11月、全電力会社に対し、すべての発電設備についてのデータ改ざん等の総点検を指示しました。

この指示は「事実を隠さずに出すように」という指示であり、徹底的な“洗い出し”を求めたものでした。この総点検指示の狙いは、次の4点です。

第1に、過去の不正を前提に記録を改ざんし続けていくという悪循環を断ち切ること、

第2に、不正を許さない仕組みを構築すること、

第3に、事故やトラブルの情報を共有し、再発防止に活かすこと、

第4に、このような活動を着実に進めていくことにより、電力会社の体质を改善すること。

電力会社においては、現役社員に加え、退職した社員や協力会社、メーカー等、延べ7万人以上にも及ぶヒアリングを行うなど、総点検のために膨大な作業が行われたところです。その結果、電力会社からは、4月6日までに、総点検の結果と再発防止策についての報告を受けました。

この総点検の結果については、何よりも、今後の発電設備の安全性の向上に活かしていくことが重要です。このため、経済産業省としては、これまで、電力会社からの総点検結果及び再発防止策等の報告の評価を行ってきました。

特に、総点検の結果については、経済産業省として、法令への抵触や安全性の確保の観点から独自に評価基準を設け厳しく評価を行いました。

この作業が取りまとめましたので、本日、総点検結果に対する評価、そして今後の対応として30項目にわたる対応策をとりまとめ、公表いたします。今後は、発電設備の一層の安全性の向上のため、経済産業省自らが対応策の実現のために懸命に取り組むとともに、電力会社及びメーカーに対して、再発防止策の確実な実施を強く求めていきたいと思っています。

このような考えに基づいて、私は、本日、直接、全電力会社の経営のトップに対して、電力の安定供給という重大な業務に従事しているという公益事業を担う者として、各社が「不正を許さない仕組み」の下で二度とデータ改ざんや隠ぺい等を行わず、国民の皆様の信頼を確保するため、改めて、襟を正し、新たなスタートをきってもらいたい、と求めることとしています。

国民の皆様には、今般の総点検の過程で出てきた様々な事案について、ご心配をおかけいたしました。経済産業省は、今後、30項目の対応策を全力で実現し、国民の皆様にその取組みをしっかりと説明してまいります。

何より、原子力発電は、二酸化炭素を排出せず、供給安定性も優れていることから、我が国のエネルギー政策上並びに地球環境保全上、原子力を推進していくことは極めて大切です。このような観点からも、しっかりと安全を確保して、国民の皆様とともに、世界で一番安全で安心な原子力立国を構築していきたいと思います。

経済産業大臣 甘利 明

# 発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について（概要）

平成19年4月  
経済産業省  
原子力安全・保安院

## 1. 経緯

- (1) 国は、平成15年に、電力会社の不正問題を受けて、原子力発電の検査制度の抜本的強化を図った。一方、昨年秋、電力会社において、データ改ざんが次々に明らかとなってきたことを受け、甘利経済産業大臣の指示に基づき経済産業省は、昨年11月30日、全電力会社に対し、すべての発電設備について、過去に遡りデータ改ざんや必要な手続きの不備その他同様な問題がないかの総点検を行うよう指示した。
- (2) これを受け、平成19年3月30日に各電力会社から総点検の結果について報告がなされ、また、同年4月6日には再発防止対策が報告された。

## 2. 総点検のねらい

この総点検のねらいは、次の4つである。

- (1) 過去の不正を前提に記録を改ざんし続けていくという悪循環を断ち切ること。正しい記録を残すため、過去に遡って不正を清算しておくことが必要である。
- (2) 不正を許さない仕組みを構築すること。基準などから逸脱したことがあった場合でも、その事実を改ざんしたり隠したりすることなく、正確な情報を、逸脱した原因や評価結果とともに開示していくよう、仕組みを作り上げることが必要である。
- (3) 事故やトラブルの情報を共有し、再発防止に活かすこと。個々の事故やトラブルについて原因を究明し、再発防止対策を講じ、かつ、その情報を他社も含めて共有することにより、安全性を一層向上させる。
- (4) このような活動を着実に進めていくことにより、電力会社の体質を改善すること。電力会社の体質を改善し、公益事業者として、安全確保を大前提に、電力を安定的に供給していく基盤を強固なものにする。

### **3. 総点検の結果等に対する評価**

#### **3. 1. 総点検の結果に対する評価**

- (1) 今回の総点検の結果については、原子炉等規制法及び電気事業法への抵触の有無と同法が確保しようとする安全が損なわれたかどうかという観点から評価区分を設け、I、II、III及びIVとした。  
(別紙1)
- (2) 評価の対象とした316事案（電気事業連合会の集計では309事案）を評価した結果、評価区分Iが50事案、IIが104事案、IIIが149事案、IVが13事案であった。
- (3) 評価区分I、すなわち、法令に抵触し安全に影響があったものは、原子力では、北陸電力(株)志賀原子力発電所1号機の臨界事故の隠ぺい、東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所1号機のポンプ起動の不正表示など合計11事案であった。（別紙2）  
水力では21事案、火力では18事案であった。
- (4) なお、原子力について、平成15年10月の新たな検査制度の適用開始以降に、法令に抵触するデータ改ざんは報告されていない。

#### **3. 2. 再発防止対策に対する評価**

- (1) 各社の再発防止対策によれば、今般の総点検を受けて、コンプライアンス・企業倫理の徹底、不正事案を見出すための仕組みの構築・強化等を図るとしている。
- (2) また、社内外のコミュニケーションの推進や「原子力施設情報公開ライブラリー（ニューシア）」を活用した情報の一層の共有化を図ることとしている。
- (3) 各社の再発防止対策については、再発防止をより確実なものとし、安全確保に万全を期すため、実現可能性を考慮した行動計画の明確化、具体化が必要である。

## **4. 今後の対応**

今回の総点検の結果を踏まえた今後の対応については、総点検の4つのねらいを踏まえ、過去の不正を遺憾とするにとどまらず、今後の発電設備の安全確保の向上に具体的につながる対応とする。(30項目)

(※各文末の番号は別紙4の今後の対応の番号である。)

### 4. 1. 行政処分と総点検結果を踏まえた特別な対応（別紙3参照）

(1) 評価区分Iとされた7原子力発電所（9プラント）について、再発防止の観点から、重大事故が経営責任者に直ちに報告がなされる体制を構築するなどの保安規定の変更を、原子炉等規制法第37条第3項に基づく行政処分として命令することとする。（別紙4(1)）

また、これらの原子力発電施設については、定期検査に加えて特別な検査を実施し、追加的な時間をかけて厳格に安全を確認することとする。さらに、原子力安全・保安院の特別原子力施設監督官が当該原子力発電所の特別な監視・監督を行う。（別紙4(6)、(7)）

(2) 水力、火力分野について、評価区分Iに該当する10電力会社については、再発防止の観点から、主任技術者が保安の監督を行う責務を十分に果たすことができるようすることなどの保安規程の変更を、電気事業法第42条第3項に基づく行政処分として命令することとする。（別紙4(2)）

(3) さらに水力分野のうち、2発電所については、現在においても技術基準に適合していないことから、発電所を止めて修理を行い、技術基準に適合させるよう、電気事業法第40条に基づく行政処分として命令することとする。（別紙4(3)）

また、今回の総点検まで安全上の問題が確認されない行為が継続していた水力、火力発電所（125水力発電所、5火力発電所の計130発電所）に対しては、技術基準の適合状況の確認の観点から電気事業法第107条に基づく立入検査を実施する。

### 4. 2. 電力会社及びメーカーに対する要求

(1) 各電力会社が、再発防止対策を具体的に実現していくために、時間軸の入った行動計画等を策定するよう求める。（別紙4(4)）

(2) 原子力の各主要メーカーが、原子力の安全水準の向上のための情

報共有の仕組みを含めた行動計画を策定するよう求める。(別紙4(5))

#### 4. 3. その他の対応

(原子力)

- (1) 原子力保安検査官の施設へのフリーアクセスの徹底 (別紙4(9))
- (2) 原子炉主任技術者の独立性が担保された体制の整備 (別紙4(12))
- (3) 制御棒引き抜け等の報告義務化 (別紙4(13))
- (4) 原子力発電施設の保安検査の結果の公開 (別紙4(14)) 等

(水力、火力)

- (1) 立入検査の実施 (別紙4(21))
- (2) 電気事業法に基づく保安規程の記載内容の充実 (別紙4(22))
- (3) 火力、水力に係る規格基準の見直し (別紙4(25)) 等

(別紙 1)

## 総点検結果に対する評価基準と評価結果

### ①保安院の評価基準

区分	保安院評価区分
I	原子炉等規制法又は電気事業法が安全を確保するために設けている規制に抵触し、同法が確保しようとする安全が損なわれたもの又は損なわれたおそれのあるもの
II	原子炉等規制法又は電気事業法が安全を確保するために設けている規制に抵触したが、当該抵触によって直ちに安全が損なわれなかつたこと又は損なわれるおそれがなかつたことが4月20日までに確認又は評価されているものの、コンプライアンスの観点からは問題があつたもの
III	原子炉等規制法、電気事業法以外の法令等（電気事業法が電力の安定的・効率的な供給の観点から設けている規定を含む）に抵触したものであつて、コンプライアンスの観点からは問題があつたもの
IV	その他（誤記等）

### ②評価結果

評価区分	原子力	水力	火力	計
I	11	21	18	50
II	38	22	44	104
III	40	45	64	149
IV	9	0	4	13
計	98	88※	130	316

※水力は、東京電力の報告において電気事業連合会の集計に含まれていない事案があり、保安院はこれら7事案も含めて評価した。

## 原子力において区分Iと評価した11事案の一覧

電力会社名	プラント名	時期	概要
北陸電力	志賀 原子力発電所 1号機	平成11年6月	○原子炉停止中に発生した臨界事故（定期検査期間中） 定期検査期間中に、水圧制御ユニットの隔離作業の不手際により、3本の制御棒が引き抜けたため臨界事故が発生した。本件について運転日誌等を改ざんし、法令で求められる国への報告も行わなかった。さらに、原因究明と再発防止対策も講じなかった。
東京電力	福島第一 原子力発電所 3号機	昭和53年11月	○制御棒引き抜けに伴う原子炉臨界と運転日誌等の改ざん 定期検査期間中に、水圧制御ユニットの隔離作業の不手際により、5本の制御棒が引き抜け、臨界状態に至った。その時の当直は臨界発生の認識がなく特段の対応をとらなかったため、7時間半にわたり臨界状態が継続した。また、運転日誌を改ざんし、事実を隠した。
	福島第二 原子力発電所 4号機	昭和63年10月 ～ 平成2年1月	○制御棒駆動機構の工事計画及び使用前検査の不正 制御棒駆動機構(CRD)の単体でのスクラム試験において、CRD1体に不具合が生じたため、当該のCRDの取替工事を行うこととしたが、工事計画届出を行わなかった。その後、CRDの使用前検査を模造品で受検する等の不正も行われた。
	柏崎刈羽 原子力発電所 1号機	平成4年5月	○残留熱除去冷却中間ポンプ(A)起動の不正表示 残留熱除去冷却中間(RHIW)ポンプ(A)の電動機が故障していたにもかかわらず、中央制御室の表示灯には起動しているよう不正表示して、非常用ディーゼル発電機等の検査を受けた。その後、保安規定で要求されている他系統の健全性を確認することなく、原子炉を起動させた。
中国電力	島根 原子力発電所 2号機	平成10年5月	○ディーゼル機関冷却水漏れの補修に際しての他系列作動の未確認 定格出力運転中、非常用ディーゼル発電機1系列が使用不能であったにもかかわらず、運転を継続する上で保安規定で要求されている他系列についての試験を行ったことの記録を確認できなかった。
	島根 原子力発電所 1号機	平成13年6月	○高圧注水系主塞止弁(HPCI MSV)開不良時の補修に際しての他系列作動の未確認 定格出力運転中、主塞止弁が開不良であったため補修が行われたが、運転を継続する上で保安規定で要求されている代替の非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認を行ったことの記録を確認できなかった。
日本原電	敦賀発電所 2号機	平成6年1月	○非常用ディーゼル発電機の気密性を持たせるための部品(ガスケット)交換工事に際しての他系統作動の未確認 非常用ディーゼル発電機の冷却水系統に漏水が発生したが、他系統の健全性を確認せずに運転を継続した。
	敦賀発電所 1号機	平成7年9月 ～ 平成12年3月	○復水貯蔵タンクの外面腐食事象の隠ぺい タンク下部の腐食により板厚が工事計画認可申請書に記載されている必要最小肉厚を下回ったが、必要な強度の確認をすることなく、タンク水位を下げてそのまま継続して使用した。
	敦賀発電所 2号機	平成8年4月 ～12月	○一次冷却材の微少漏えい事象発生時期の隠ぺい 格納容器内の配管に漏えいを発見した際に、運転を停止して補修すべきところ、その事実を隠ぺいし、約8ヶ月間程度、その状態で運転を継続した。
	敦賀発電所 2号機	平成9年7月	○格納容器漏えい率検査における均圧弁に係る不正操作 原子炉格納容器漏えい率検査の実施に当たり、漏えいが特定された通常用エアロックの内側均圧弁の出口に、適切な社内手続きを経ずに閉止板を取り付け検査を受検した。その後、均圧弁を取り替えて原子炉を起動したが、事前に局部漏えい率試験を行わなかった。
	東海第二 発電所	平成13年以前	○原子炉建屋ガス処理系機能検査における流量データの改ざん 非常用ガス処理系の機能検査において、風量が規定流量を満足しなかったため、計器調整で規定流量を満足しているようデータ改ざんを行った。

**行政処分及び総点検を踏まえた特別な対応**  
 (( )の番号は、30項目に対応する番号)

区分	項目	内容	対策
行政処分	(1)保安規定の変更命令 (原子炉等規制法第37条第3項) (原子力)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営責任者の関与を強めること</li> <li>・原子炉主任技術者の独立性を高めること</li> <li>・想定外の制御棒の引き抜けを異常発生時に位置づけること等</li> </ul>	評価区分Iの7発電所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・北陸電力(株)志賀発電所(1号機)</li> <li>・東京電力(株)福島第一発電所(3号機)</li> <li>・東京電力(株)福島第二発電所(4号機)</li> <li>・東京電力(株)柏崎刈羽発電所(1号機)</li> <li>・中国電力(株)島根発電所(1号機、2号機)</li> <li>・日本原子力発電(株)敦賀発電所(1号機、2号機)</li> <li>・日本原子力発電(株)東海第二発電所</li> </ul>
	(2)保安規程の変更命令 (電気事業法第42条第2項) (水力・火力)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任技術者の独立性を確保すること</li> <li>・保安教育の充実を図ること</li> <li>・工事計画の届出に係る手続を確認する体制を設けること</li> <li>・適正な記録・保存がなされるようすること 等</li> </ul>	評価区分Iの10事業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道電力(株)</li> <li>・東北電力(株)</li> <li>・東京電力(株)</li> <li>・中部電力(株)</li> <li>・北陸電力(株)</li> <li>・関西電力(株)</li> <li>・中国電力(株)</li> <li>・九州電力(株)</li> <li>・沖縄電力(株)</li> <li>・電源開発(株)</li> </ul>
	(3)技術基準適合命令(電気事業法第40条) (水力)	水力発電所の運転を止めて、技術基準に適合するように修理等を行うこと	評価区分Iのうち2発電所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力(株)小武川第三発電所上來沢川ダム</li> <li>・北陸電力(株)市ノ瀬発電所西谷ダム</li> </ul>
総点検を踏まえた特別な対応	(6)直近の定期検査における特別な検査 (原子力)	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期検査に加えて、特別な検査を実施</li> <li>・特別な検査では、原子炉停止中の安全装置の作動状態等について確認</li> </ul>	評価区分Iの7発電所(9プラント)
	(7)特別原子力施設監督官 (原子力)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安院で特別原子力施設監督官を発令し、特別な監視・監督を実施</li> <li>・定例試験への立ち会い、保安規定の遵守状況の検査を強化</li> </ul>	評価区分Iの7発電所
	(21)立入検査の実施 (水力・火力)	技術基準への適合状況を確認	水力125発電所 火力5発電所 (※うち水力の7発電所については実施済み)

今後の対応（30項目）

1. 行政処分

- (1) 保安規定の変更命令（原子力）
- (2) 保安規程の変更命令（水力・火力）
- (3) 技術基準適合命令（水力）

2. 電力会社への再発防止に向けた要求

- (4) 電力会社の再発防止対策に係る行動計画の策定

3. メーカーへの安全向上に向けた要求

- (5) メーカーの安全性向上の行動計画の策定

4. 原子力分野の対応

- (6) 直近の定期検査における特別な検査の実施
- (7) 特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監督
- (8) 警報等印字記録（アラームタイマー）の原子力保安検査官による監視等
- (9) 原子力保安検査官の施設へのフリーアクセスの徹底
- (10) 法令遵守体制等の保安規定への明確化
- (11) 保安の措置のために講ずべき措置の追加
- (12) 原子炉主任技術者の独立性が担保された体制の整備
- (13) 制御棒引き抜け等の報告義務化
- (14) 原子力発電施設の保安検査の結果の公開
- (15) 事故・トラブル情報の国際的な公開・共有の促進
- (16) 制御棒引き抜け事象等に関する国際ワークショップの開催
- (17) 原子力施設情報公開ライブラリー（ニューシア）への登録の推進
- (18) 検査制度見直しの一部先行実施及び充実
- (19) 運転データ情報の監視

(20) 情報へのフリーアクセスの確保

## 5. 水力・火力分野の対応

- (21) 立入検査の実施
- (22) 電気事業法に基づく保安規程の記載内容の充実
- (23) 法令、技術に対する確実な教育訓練の徹底
- (24) 電気主任技術者等の役割の強化
- (25) 火力、水力分野に係る規格基準の見直し
- (26) 部門を超えた取組みの強化
- (27) 他社、他産業から得られた教訓の的確な反映
- (28) 保安規程等を遵守するための仕組みの検討
- (29) 事業者における保安活動を外部評価する仕組みの検討
- (30) 水力、火力分野に係る申告処理の充実